

# 「ハンセン病療養所入所者などに対する補償金制度」について

ハンセン病療養所入所者などに対する補償金制度は、「ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年6月22日公布・施行）」に基づき実施しているところですが、補償金の請求期限が残すところ2カ月足らずとなりました。該当される方は、県担当課までご連絡ください。

**支給対象者** 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所等に入所されていた方で、補償法施行日においても生存されている方

**請求の期限** 6月21日(水)

**その他** 次の方については補償金を請求、支給できません。

すでに補償金を受けられている方

ハンセン病に関する裁判上の和解が成立されている方

**連絡先** 県庁薬務感染症対策課・結核感染症グループ 087-832-3305

## 「人権擁護委員の日」をご存じですか？ 6月1日は「人権擁護委員の日」です

問い合わせ 人権課 62-1121 または各支所住民課

皆さんの中で、差別問題、家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等) 隣近所とのもめごと、外国人差別の問題などでお困りの方は、人権相談所または地元の人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容等の秘密は固く守られます。

「人権擁護委員の日」である6月1日には、毎年全国一斉の人権相談を実施しています。

三豊市でも全支所で実施しますのでお気軽にご相談ください。(広報みとよ24ページまちの相談コーナー参照) 詳しくは人権課、または各支所住民課にお問い合わせください。

三豊市の人権擁護委員は次の方々です。(敬称略)

地区	氏名					
高瀬	豊島 芳徳	近藤 れい子	篠原 昌宏	三崎 澄久	前川 美穂	
山本	永田 浩一	片桐 憲昭	尾藤 一夫	岩倉 清		
三野	眞鍋 欣之	関 博徳	青井 富子	三谷サツキ		
豊中	武川 馨	大北 正明	高橋 政司	矢野 恵子		
詫間	藤山 正彦	柚本 計悟	渡里 典子	天満 宏子		
仁尾	組橋 敬司	浅野 宣子	山地 紘子			
財田	香川 徹男	重信 厚				

\*平成18年4月1日付けをもって、柚本計悟さん、近藤れい子さん、三谷サツキさんが法務大臣から新しく人権擁護委員として委嘱されました。

高松法務局人権擁護部では下記の相談を行っていますので、お気軽にお電話ください。

いじめ・体罰・虐待など子どもに関する相談や  
情報は・・・

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャル  
ハラスメント、ストーカー行為等でお困りの方は・・・

子どもの人権110番

0570-070-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810